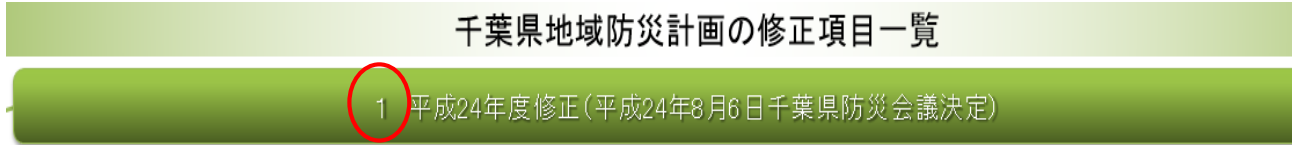


別冊 1～7 参考資料の構成及び確認方法

※別冊 1～7については、未定稿の資料であり、今回の修正方針を検討するための参考資料になります。当日の防災会議においては、個別の新旧対照表の修正事項を審議するものではありません。

1 表紙及びスライドの番号の確認について

(表紙例：千葉県地域防災計画の場合)



- (1)地域防災力の向上
 - ① 防災教育の普及促進【地-2-3】(×)
 - ② 過去の災害教訓の伝承【地-2-3】(×)
 - ③ 自主防災組織の育成【総-2-1】(○)
 - ④ (仮称)防災基本条例の制定【総-2-1】(×)
- (2)津波対策の強化・推進
 - ① 防災意識の向上(×)
 - ② 避難のための津波浸水予測図の作成(×)
 - ③ 津波対策の住民への周知徹底(×)
 - ④ 津波防護施設等の整備(×)
 - ⑤ 水門等の確実な操作(×)
- (7)庁内体制の強化
 - ① (仮称)危機管理防災センターの整備【地-1-10】(×)
 - ② 災害対策本部事務局体制の強化【地-3-6】(×)
 - ③ 国や市町村等と連携した災害応急対策【地-2-72】(×)
 - ④ 区域を越えた被災者の受入れ【地-2-72】(×)
- (8)放射性物質事故対策計画の見直し
 - ① 県外原子力発電所事故の情報収集・発信体制の整備【放-3-1】(×)
 - ② 放射線モニタリング体制の整備【放-3-1】(×)
 - ③ 広報・相談活動【放-4-3】(×)
 - ④ 廃棄物等の処理【放-5-1】(△)

修正項目一覧の番号を各スライドの見出しに表示しています。

1-1-3 千葉県地域防災計画の修正(自主防災組織の育成)(○)

趣旨

村と連携し、自主防災組織の設置や災害発生時において各組織を取りまとめや、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座の中核となる人材育成を推進し、自主防災組織の機能強化を図る。〔拡充〕

	修正前	修正後
千葉県 域防災計画 総-2-1) 24.8修正)	第1編 総則 第2章 計画の基本的な考え方 第2節 地域防災力の向上 拡充	第1編 総則 第2章 計画の基本的な考え方 第2節 地域防災力の向上 阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者など、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難能力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの

なお、修正個所のあるスライド(○印を記載した部分)のみ送付していますので、連番どおり表示されません。

2 各スライドの構成について

- ① 1 段目 災害対策基本法
 - ② 2 段目 防災基本計画(国修正)
 - ③ 3 段目 千葉県地域防災計画(県修正)
 - ④ 4 段目 流山市地域防災計画(市修正)
- の順番となっています。(上位法から修正を行っています)

趣旨

近年の竜巻による被害を受け、異常な自然現象の例示に「竜巻」を追加した。2-1-1のスライドも参照

	修正前	修正後
1	<p>災害対策基本法 (第2条第1号) (平成24年6月20日改正)</p> <p>(定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。</p>
2	<p>防災基本計画 (p.1) (H24.9修正)</p> <p>○我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多様な自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。</p>	<p>○我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多様な自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。</p>
3	<p>千葉県 地域防災計画 (p.風-2-19)</p>	<p>風水害の例示をまとめた記述無し。 竜巻の記載はあり。</p>
4	<p>流山市 地域防災計画 (p.風2-28) 防災危機管理課 農政課 農業委員会事務局 とうかつ中央農業協同組合</p> <p>第4節 風害予防計画 台風等の暴風雨による被害を防止するため、建物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防を図る。</p> <p>第2 農作物等の風害防止対策 【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】 農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。</p>	<p>第4節 風害予防計画 台風、<u>竜巻</u>等の暴風雨による被害を防止するため、建物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防を図る。</p> <p>第2 農作物等の風害防止対策 【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】 農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や<u>竜巻</u>、降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。</p>

3 修正案の確認方法（例：災害対策基本法改正の場合）

確認をお願いする部分は、流山市地域防災計画の部分となります。

地域防災計画の、修正個所にアンダーラインが付してあります。

(H24.9修正)	度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。	雑化、多様化に伴い、海上災害、航空大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。
千葉県 地域防災計画 (p.風-2-19)		風水害の例示をまとめた記述無し。 竜巻の記載はあり。
流山市 地域防災計画 (p.風2-28) 防災危機管理課 農政課 農業委員会事務局 とうかつ中央農業協同組合	<p>第4節 風害予防計画 台風等の暴風雨による被害を防止するため、建物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防を図る。</p> <p>第2 農作物等の風害防止対策 【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】 農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。</p>	<p>第4節 風害予防計画 台風、<u>竜巻</u>等の暴風雨による被害をの対策を講じ、風害の予防を図る。</p> <p>第2 農作物等の風害防止対策 【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】 農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や<u>竜巻</u>、降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。</p>